

「人身取引対策行動計画2009」フォローアップ

平成23年11月

施策名	省庁名	実施状況
I. 人身取引の実態把握の徹底		
① 人身取引被害の発生状況の把握・分析	全関係省庁	<p>◎警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査を効果的に行うなどして、外国人女性等が稼働する店舗、外国人労働者が稼働する工場等の実態把握に努め、人身取引事犯に関する情報の収集に努めている。平成23年中(9月末現在)、人身取引被害者15人を保護し、同人らからの事情聴取を通じて、人身取引被害の発生状況の把握に努めている。</p> <p>◎入国管理局では、関係機関、NGO、一般人等から、人身取引被害者の可能性がある外国人に関する情報提供を受けた場合、警察等と連携し、実態把握に努めている。また、人身取引事案について、その概要を法務本省で集約し、人身取引被害の発生状況等の把握・分析に努めている。平成23年中(9月末現在)、人身取引被害者9人を保護した。</p> <p>◎外務省では、政府協議調査団の派遣、外国からの人身取引対策関係訪問団の受入れ等の機会を通じ、在京大使館、NGO及びIOM(国際移住機関)と個別に被害状況やその背景・原因等について情報交換を行っている。また、被害者の帰国支援実績については、IOM(国際移住機関)から定期的に報告を受けている。</p> <p>◎厚生労働省では、婦人相談所等における被害者の保護数、その国籍・年齢等を月ごとに集計している。</p> <p>◎婦人相談所では、平成22年度において、保護を求めてきた被害女性33人を保護した。</p> <p>◎海上保安庁では、平成21年度から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成員として参画し、関係機関との情報共有を図り、人身取引被害の発生状況の把握等を行っている。</p>
② 諸外国政府等との情報交換	全関係省庁	<p>◎平成16年以降、延べ18か国に政府協議調査団を派遣し、訪問国の政府機関、国際機関及び現地NGOと被害の実態や訴追・保護の実績、内容等について意見交換を実施した。</p> <p>◎警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県警察、NGO、IOM(国際移住機関)等との意見交換・情報交換を行っている。平成23年中は7月22日に開催した。</p> <p>◎入国管理局では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等の場及び日常業務において、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOと良好な関係を維持し、継続的に情報交換・意思疎通を図っている。</p> <p>◎外務省では、平成18年5月、日タイ間で人身取引の防止、法執行及び被害者の保護の3分野で協力を行うため、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォースを立ち上げ、これまで3回会合を開催した。</p> <p>◎海上保安庁では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等において、諸外国政府関係機関や在京大使館、NGO、IOM(国際移住機関)等との間で情報交換を図り、人身取引被害の発生状況の把握等を行っている。</p>
II. 総合的・包括的な人身取引対策		
1. 人身取引の防止		
(1) 潜在的被害者の入国防止		
① 査証審査体制の強化	外務省	◎被害者出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等、人身取引に悪用されやすい査証の申請について厳格な審査を行っている。また、在フィリピン大使館では、新日系人母子からの査証申請について、個別面接でのきめ細かい事情聴取を行い、人身取引被害の防止に努めている。
② 査証広域ネットワーク(査証WAN)の整備強化	外務省	◎外務本省と221の在外公館及び関係省庁との間で査証関連情報の共有化を図るためのネットワークシステム(査証WAN)を整備した(平成23年中は3公館について整備)。
③ 出入国管理の強化	法務省	◎入国管理局では、空海港において厳正な上陸審査を実施するとともに、平成22年6月から12月までの6か月間、タイ・スワンナプーム国際空港に偽変造文書の鑑識を行うリエゾン・オフィサーを派遣し、厳格な上陸審査を実施するための情報を収集した。また、積極的かつ継続的にトランジットエリアのパトロールを実施している。
④ 偽変造文書対策の強化	法務省	◎入国管理局では、偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、偽変造文書鑑識機器を設置した空海港の職員を対象に文書鑑識能力の向上を図るために研修を実施している。
	外務省	◎平成21年度に査証シールの偽変造技術を改良し、平成22年5月、全在外公館において新しい査証シールへの切替えが完了した。
	外務省	◎外務本省では、平成22年10月、旅券の技術的国際標準の策定を行う国際民間航空機関新技術作業部会(ICAO NTWG)会合及びIC旅券の真正性を検証するための公開鍵を一括管理する国際民間航空機関公開鍵ディレクトリ(ICAO PKD)の理事会会合を開催した。
⑤ 次世代IC旅券発給に向けた検討	外務省	◎平成23年度において、日本の旅券の高度化に向けた調査検討関係経費(22百万円)を措置した。
(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止		

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止	警察庁	◎平成22年2月から、犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みを構築するとともに、平成23年2月から、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を構築し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
	法務省	◎入国管理局では、合同摘発等を通じて警察等の関係機関との情報交換に努めている。 ◎入国管理局では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、実態調査を行うなどして実態の解明を図っており、外国の関係機関に対する照会を外務省に依頼するほか、外務省からは査証協議が行われるなど、情報を共有しながら連携を図っている。 ◎入国管理局では、必要に応じて警察等の関係機関に情報提供するなどし加害者処罰につなげている。また、被害者については、資格該当性がない場合であっても、心身の状態や保護の必要性等を考慮し対応
	外務省	◎警察や法務省から外務省に協力要請があった場合、関係各課及び在外公館と連携し、適切に対応することとしている。
② 不法就労対策を通じた人身取引の防止	警察庁 法務省 厚生労働省	◎警察庁、法務省及び厚生労働省において、連携を図るため、定期的に不法就労外国人に係る協議会等を実施している。
	警察庁	◎入国管理局等と連携し、不法就労事案を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
	法務省	◎入国管理局では、摘発を積極的に実施するなどして、不法就労者の取締りに努めており、平成23年中(9月末現在)、警察等の関係機関と連携し、不法就労が見込まれる稼働先約1,400か所を摘発した。 ◎入国管理局では、毎年6月に行われる「不法就労外国人対策キャンペーン」において、在留審査窓口や空海港、主要な駅前等で特に事業主に向けて不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを配布するとともに、関係省庁、地方自治体、経済団体等に協力を依頼したり、ホームページや報道記者発表に掲載したりするなど不法就労防止のための啓発活動を行っている。
	厚生労働省	◎警察から人身取引等の被害者を不法就労させる悪質な事業主の取締りについて労働基準監督署等に要請があった場合は、必要に応じ連携している。
2. 人身取引の撲滅		
(1) 取締りの徹底		
① 人身取引事犯の取締りの徹底	警察庁	◎平成23年中(9月末現在)、人身取引事犯の被疑者27人を検挙した。 ◎匿名通報ダイヤルについては、人身取引事犯及び少年福祉犯罪を対象犯罪として、平成19年10月から運用しているところ、平成22年2月、児童虐待事案及び人身取引事犯のおそれのある犯罪(風営法、売春防止法及び入管法のうち一定のもの)を対象犯罪に追加して、より幅広い情報の収集に努めている。運用開始から平成23年9月末までに、4,065件の情報を受理し、21件を検挙した。
	法務省	◎検察では、人身取引事犯に対しては、関係罰則を積極的に活用し、厳正な科刑の実現に努めている。 ◎入国管理局では、平成23年中(9月末現在)、関係機関、一般人等から約9,400件の不法滞在者と思われる外国人に関する通報を受理し、これを基に摘発を推進している。また、通報の内容の分析を行い、引き続き摘発を推進するとともに、警察等の関係機関に情報提供するなどし、加害者処罰の実現に努めている。
	海上保安庁	◎海上における特殊性を踏まえ、現場職員に対する人身取引に関する研修を実施するとともに、不法出入国事犯の中に人身取引事犯が潜在することも念頭に、関係機関との緊密な連携の下、徹底した取締りを推進している。
② 売春事犯等の取締りの徹底	警察庁	◎平成22年2月、匿名通報ダイヤルの対象犯罪に人身取引事犯のおそれのある犯罪として売春防止法違反事件のうち一定のものを追加し、提供された情報を売春事犯の捜査に役立てている。
	法務省	◎検察では、人身取引に付随して売春防止法、風営法違反が認められる場合、積極的にこれらの法令を適用して、厳正な科刑の実現に努めるなど適切に対処している。
③ 児童の性的搾取に対する厳正な対応	警察庁	◎平成22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童ポルノ事犯の取締り、流通防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を強力に推進している。 ◎警察庁では、平成23年度において、「児童ポルノ排除総合対策」に基づく児童ポルノ対策の推進に係る
	法務省	◎検察では、平成22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、国外犯処罰規定を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。
④ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底	警察庁	◎(再掲)平成23年中(9月末現在)、人身取引事犯の被疑者27人(ブローカー3人、雇用主7人、その他17人)を検挙した。
	法務省	◎入国管理局では、人身取引に該当する可能性がある事案について認知した場合は、警察と相互に連携して、被害者保護の観点から迅速に摘発等を実施するとともに、悪質な雇用主、ブローカー等の検挙を念頭に置いた人身取引事犯の取締りを実施している。

	厚生労働省	◎労働基準監督署等では、労働基準関係法令の履行確保を図るとともに、労働搾取を目的とする人身取引に該当する可能性がある事案については、関係行政機関と緊密な連携・協力を図ることとしている。
	海上保安庁	◎人身取引事犯も念頭に置いた捜査を行うとともに、関係機関と情報を共有し、緊密な連携の下、ブローカー等の摘発を視野に入れた取締りを推進している。
(2) 国境を越えた犯罪の取締り		
① 外国関係機関との連携強化	警察庁	◎ICPOを通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で活発な情報交換を行っている。
	法務省	◎日タイ共同タスクフォースの枠組みに基づき、人身取引に関連する情報交換の在り方等の協議に協力している。
	外務省	◎(再掲)平成18年5月、日タイ間で人身取引の防止、法執行及び被害者の保護の3分野で協力を行うため、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォースを立ち上げ、これまで3回会合を開催した。 ◎平成16年11月から、警察庁を通じ、国際刑事警察機構(ICPO)に紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を提供している。同情報は、ICPO加盟国の出入国審査で活用されている。
② 国際捜査共助の充実化	警察庁	◎外国当局から捜査共助の要請を受けた場合には、国際捜査共助法等の国内関連法に基づき、積極的な共助を実施することとしている。
	法務省 外務省	◎我が国は、米国(平成18年7月発効)、韓国(平成19年1月発効)、中国(平成20年11月発効)、香港(平成21年9月発効)、EU(平成23年1月発効)及びロシア(平成23年2月発効)との間で刑事共助条約(協定)を締結している。
3. 人身取引被害者の保護		
(1) 被害者の認知		
① 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知	警察庁	◎警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。平成23年10月、9か国語対応のリーフレット273,700部を作成・配布した。
	法務省	◎平成23年度において、犯罪被害者用パンフレット(日本語版・英語版)の増刷のため、検察業務庁費(9百万円)を措置した。 ◎人権啓発冊子「人権の擁護」(平成23年度版)において、人身取引が深刻な人権侵害であること、及び平成16年度からの人身取引対策に関する政府の動きを掲載している。 ◎内閣府作成の人身取引対策ポスター及びリーフレットを各法務局・地方法務局に配布している。 ◎入国管理局では、「出入国管理」(出入国管理行政の現況についての報告書)、入国管理局のパンフレット及びホームページに、人身取引防止に関する取組を掲載している。 ◎法務省ホームページに、人身取引被害者の相談先や手続方法等、被害者の視点に立った情報を日本語及び英語で掲載している。
	外務省	◎外務省では、警察庁作成の9か国語対応のリーフレットを被害者の多く出ている国に所在する在外公館に配布している。
	厚生労働省	◎警察庁作成の9か国語対応のリーフレットを都道府県の主管部局を通じ、婦人相談所等の関係機関に配布している。
② 各種窓口における対応	内閣官房	◎平成22年6月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者認知のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」について申し合わせた。 ◎平成22年9月、犯罪被害者等施策情報メールマガジンにより、都道府県・政令指定都市等の犯罪被害者等施策担当部局に対し、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」について周知を図った。 ◎平成23年7月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者保護のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」について申し合わせた。 ◎平成23年8月、犯罪被害者等施策情報メールマガジンにより、都道府県・政令指定都市等の犯罪被害者
	内閣府	◎平成22年9月、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の認知に関する適切な対応について周知した。 ◎平成23年10月、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の保護に関する適切な対応について周知した。
	警察庁	◎警察に相談があった場合は相談室等相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合は可能な限り女性職員が、相談者が外国人の場合は可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。 ◎警察庁では、平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を都道府県警察に示し、人身取引事案の被害者の保護措置についての周知徹底を図っている。

	法務省	<p>◎法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人身取引を含む人権問題に関する相談に応じている。また、一部の法務局・地方法務局では、英語や中国語等の外国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を設置している。</p> <p>◎入国管理局では、地方入国管理局・支局宛てに、人身取引被害者を認知した場合の措置及び実施体制等を定めた措置要領(通達)を発出しているところ、平成22年6月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を、平成23年7月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を、それぞれ利用し、被害者を適切に保護するよう指示した。</p> <p>◎入国管理局では、各地方入国管理局・支局に、外国語による案内・相談を行うインフォメーションセンターを設置し、外国語による対応が可能な相談員を配置していることから、同センターで事情を聞いた上で、人身取引被害者である可能性があるると判明した場合には、担当部署に連絡し、被害者が女性である場合にはできる限り女性の担当官が対応するなど、心身の状況やプライバシー等に配慮して対応することとしている。</p>
	外務省	<p>◎在京大使館や地域課を通じ、人身取引被害者やその関係者から相談等があった場合、関係各課及び必要に応じて入国管理局や警察等の関係機関にも速やかに通報することとしている。</p>
	厚生労働省	<p>◎平成22年9月、労働基準監督署等の相談窓口において、人身取引被害者を認知した際には適切な保護が図られるよう職員に周知した。</p> <p>◎平成23年9月、婦人相談所や児童相談所の相談窓口における、被害者やその関係者から相談があった場合の積極的な対応等について周知した。</p> <p>◎人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施する専門通訳者養成研修事業を推進している。</p>
③ 取締り過程における被害者の発見	警察庁	<p>◎不法入国・不法残留事犯、風俗関係事犯、売春事犯、雇用関係事犯等を取り扱う際には、人身取引の被害者が潜在している可能性があることに留意の上、関係者の事情聴取に努めることとしている。</p>
	法務省	<p>◎入国管理局では、入管法違反事件において、人身取引被害者が潜在している可能性があることを踏まえ、事情聴取するに当たって、心身の状況やプライバシーに配慮した時間・場所等を設定した上で行うこととし、対象者が女性である場合にはできる限り女性の担当官が対応し、可能な限り母国語の通訳を介して意思疎通を図って被害者が不安を払拭できる環境の構築に努めた上で手続を進めている。</p>
	厚生労働省	<p>◎外国人に係る労働基準法等違反事案の取締り過程において、人身取引事案の発見に努めている。</p>
	海上保安庁	<p>◎不法出入国事犯においては、人身取引事犯が潜在することも念頭にいた捜査を行うとともに、取締り過程において、当事者が外国人である場合にはその母国語を解する捜査官又は通訳人が対応し、当事者が女性である場合には女性海上保安官が対応し、早期発見及び保護等について適切に対応することとし</p>
④ 新たに明らかになった被害者への対応	全関係省庁	<p>◎(再掲)平成22年6月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者認知のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」について申し合わせた。</p> <p>◎(再掲)平成23年7月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者保護のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」について申し合わせた。</p> <p>◎(再掲)内閣府では、平成22年9月、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の認知に関する適切な対応について周知した。</p> <p>◎(再掲)内閣府では、平成23年10月、配偶者相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の保護に関する適切な対応について周知した。</p> <p>◎警察では、保護した人身取引被害者の供述等から他の被害者の存在を認知した場合においては、新たな被害者を隔離して安全に保護する方法を駆使するとともに、既に保護した被害者の情報は公表しないよう、保護施設に申し入れるなど、関係行政機関との連携を図っている。</p> <p>◎検察では、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」及び「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」に基づき、被害者の認知や保護に関し、関係機関と連携し、適切に対応するように努めている。</p> <p>◎法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。</p> <p>◎入国管理局では、更なる被害者の存在がうかがわれる場合、警察等の関係機関との連携及び各地方入国管理官局・支局間での連携により、速やかな被害者保護ができるよう努めている。</p> <p>◎(再掲)外務省では、在京大使館や地域課を通じ、人身取引被害者やその関係者から相談等があった場合、関係各課及び必要に応じて入国管理局や警察等の関係機関にも速やかに通報することとしている。</p>

		<p>◎厚生労働省では、平成22年7月以降、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を労働基準監督署の職員及び公共職業安定所の職業相談部門の職員に周知するとともに、都道府県の主管部局を通じ、婦人相談所等に周知した。</p> <p>◎厚生労働省では、平成23年7月以降、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を労働基準監督署の職員及び公共職業安定所の職業相談部門の職員に周知するとともに、都道府県の主管部局を通じ、婦人相談所等に周知した。</p> <p>◎経済産業省では、平成22年7月、全省内に対して、「人身取引対策行動計画2009」及び「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」の内容の周知・徹底に係る事務連絡を実施した。</p> <p>◎海上保安庁では、水際における密航対策等において、人身取引事犯を念頭に置いた捜査を実施するよう現場担当官への研修を実施するなど、被害者への対応について適切に行うよう指示している。</p>
(2) 被害者保護の徹底		
① 被害者の保護	全関係省庁	<p>◎(再掲)平成22年6月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者認知のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」について申し合わせた。</p> <p>◎(再掲)平成23年7月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者保護のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」について申し合わせた。</p> <p>◎(再掲)内閣府では、平成22年9月、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の認知に関する適切な対応について周知した。</p> <p>◎(再掲)内閣府では、平成23年10月、配偶者相談支援センター等の相談機関に対し、人身取引被害者の保護に関する適切な対応について周知した。</p> <p>◎警察では、人身取引被害者を認知した際には、必要に応じて入国管理局、婦人相談所等に通報又は連絡の上、相互に連携して適切な保護措置を講じている。</p> <p>◎(再掲)警察庁では、平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を都道府県警察に示し、人身取引事案の被害者の保護措置についての周知徹底を図っている。</p> <p>◎検察では、人身取引の被害者については、警察及び地方入国管理局のほか、必要に応じ、婦人相談所、児童相談所等に連絡を取り、相互に連携して、その者を保護するための措置が講じられるよう対応するよう努めている。</p> <p>◎法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。</p> <p>◎入国管理局では、関係機関からの通報を含め、人身取引の被害者である可能性がある事案について認知した場合は、警察と相互に連携して、被害者保護の観点から迅速に摘発等を実施するとともに、悪質な雇用主、ブローカー等の検挙を念頭に置いた人身取引事犯の取締りを実施している。</p> <p>◎入国管理局では、保護した被害者について、在日外国公館、婦人相談所、NGO等に対し保護を依頼するなどし、被害者の所在が明らかになり二次的被害に及ぶ危険性を生じさせないよう、関係機関と連携している。</p> <p>◎入国管理局では、平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を地方入国管理局・支局に通知し、被害者を適切に保護するよう指示した。</p> <p>◎(再掲)外務省では、在京大使館や地域課を通じ、人身取引被害者やその関係者から相談等があった場合、関係各課及び必要に応じて入国管理局や警察等の関係機関にも速やかに通報することとしている。</p> <p>◎婦人相談所では、警察等の関係機関からの人身取引被害者の保護の依頼に応じ、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOと連携しながら、被害者の保護を行っている。</p> <p>◎(再掲)厚生労働省では、平成23年7月以降、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を労働基準監督署の職員及び公共職業安定所の職業相談部門の職員に周知するとともに、都道府</p> <p>◎(再掲)経済産業省では、平成22年7月、全省内に対して、「人身取引対策行動計画2009」及び「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」の内容の周知・徹底に係る事務連絡を実施した。</p> <p>◎海上保安庁では、被害者から保護の申出等があった場合、関係機関と連携して被害者の保護が図られるよう適切に対応することとしている。</p>
② 被害者の安全確保	警察庁	◎被疑者である雇用主等が、被害者の連れ戻し工作等を行うおそれもあるので、被害者の安全を確保するため、保護機関、入国管理局等と緊密に連携している。
	法務省	◎入国管理局では、人身取引の被害者である可能性のある外国人を認知した場合、在日外国公館、婦人相談所、NGO等に対し保護を依頼するなどし、被害者の所在が明らかになり二次的被害に及ぶ危険性を生じさせないよう、関係機関相互に連携している。
	海上保安庁	◎被害者の安全確保等を図るため、関係機関と連携して適切に対応することとしている。

③ 被害者としての立場への配慮	警察庁	◎人身取引被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合には、以後の捜査状況を勘案しつつ、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めている。
	法務省	◎検察では、人身取引被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合、その者が人身取引の被害者であるとの事情を十分に勘案した事件処理・求刑を行うように努めている。 ◎入国管理局では、人身取引被害者に対し、入管法違反の状態にある場合でも、在留を特別に許可することができることや、婦人相談所等において保護が受けられること、IOM(国際移住機関)において帰国支
	海上保安庁	◎人身取引被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合、被害者保護等の説明を行うほか、被害者が人身取引に付随して行われた犯罪について、捜査の状況を勘案しつつ被害者としての立場を十分配慮した措置に努めることとしている。
④ 被害者の法的地位の安定	法務省	◎入国管理局では、平成23年中(9月末現在)、人身取引被害者9人を保護するとともに、不法残留等の入管法違反状態にあった5人を在留特別許可した。また、正規在留者である被害者から在留期間の更新申請や在留資格の変更申請があった場合においても、被害者の心身の状態や保護の必要性等を考慮し、適切に対応している。
(3) シェルターの提供と支援		
① 婦人相談所等における保護、援助等の実施	厚生労働省	◎(再掲)婦人相談所では、警察等の関係機関からの人身取引被害者の保護の依頼に応じ、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOと連携しながら、被害者の保護を行っている。 ◎婦人相談所では、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備等のための警備員の配置等を行っている。 ◎厚生労働省では、適切な保護が見込まれる場合に人身取引被害女性の一時保護を婦人相談所から民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っており、平成22年度中は13人の一時保護委託を実施した。 ◎婦人相談所では、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して必要な保護措置を行っている。
② 婦人相談所における母国語による通訳サービス	厚生労働省	◎(再掲)人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施する専門通訳者養成研修事業を推進している。 ◎外国人の人身取引被害者やDV被害者等を保護した際の通訳雇上費の一部を負担している。
③ 婦人相談所等におけるカウンセリング、医療ケア等の実施	厚生労働省	◎婦人相談所で一時保護された人身取引被害女性に対し、本人の希望と必要性に応じて、心理職によるカウンセリング等の援助を行っている。 ◎婦人相談所で一時保護された人身取引被害女性に対し、他の法制度が利用できない場合に医療費を支給している。 ◎婦人保護施設では、平成22年度から、通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の派遣を民間団体等に依頼するための経費を補助するなど、人身取引被害者に対する支援体制を確保している。
④ 被害者に対する法的援助に関する周知等	警察庁	◎被害者に対し、保護施設の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明している。
	法務省	◎日本司法支援センター(法テラス)では、平成22年8月、人身売買等の性暴力被害に係る電話相談を扱っているNPO法人(全国女性シェルターネット)との連携を強化し、同法人が開設している「性暴力被害ホットライン」等において、法テラスが行っている被害者への法的援助を広く案内してもらうよう働き掛けた。 ◎日本司法支援センター(法テラス)では、婦人相談所に、民事法律扶助や被害者参加人のための国選弁護士制度を始めとした犯罪被害者が利用できる制度等が記載されている法テラスのリーフレットを配布して、被害者が利用できる制度等の周知に努めている。
	厚生労働省	◎人身取引被害者及びDV被害者等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う法的対応機能強化事業を推進しており、平成22年度中は30都道府県において実施した。
(4) 被害者保護施策の更なる充実		
① 中長期的な保護施策に関する検討等	内閣官房 警察庁 法務省 厚生労働省 海上保安庁 法務省	◎(再掲)平成23年7月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者保護のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」について申し合わせた。 ◎入国管理局では、帰国後に客観的・具体的な危険があると認められる場合等、帰国できない被害者について、個別の事情を総合的に勘案し、適切な在留資格を認めることとしている。
② 男性被害者等の保護施策に関する検討	内閣官房 警察庁 法務省 厚生労働省	○人身取引対策行動計画2009の検討課題を省庁横断的に検討するために設けたワーキンググループにおいて検討している。

(5) 帰国支援の推進		
① 被害者の円滑な帰国に向けた環境整備	警察庁	◎婦人相談所、入国管理局、IOM(国際移住機関)及び大使館等との緊密な連絡・調整を図るなど、人身取引被害者の円滑な帰国に向けた環境整備に努めている。
	法務省	◎入国管理局では、帰国意思を持つ被害者について、帰国支援を担うIOM(国際移住機関)が行うリスクアセスメントを踏まえ、帰国後に客観的・具体的な危険があると認められる場合には、本人に状況を説明の上、引き続き保護を実施するなど、人道的観点からそれぞれの状況に応じた措置を採ることとしている。
	外務省	◎我が国は、IOM(国際移住機関)へ278,152ドル(平成23年度)を拠出し、人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っている。これにより、平成17年以降平成23年10月末までに、224人の帰国支援を実施した。 ◎日タイ両国は、平成23年3月、人身取引被害者の保護の際にとられる手続を関係者間で共有し、円滑な被害者保護に役立てるために、被害者の保護・支援・帰国・社会復帰に係る共通運用手続(SOP)を作成し
② 帰国用渡航文書の速やかな発給のための関係各国との情報交換	法務省	◎入国管理局では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等の場及び日常業務において、関係国の在京大使館と良好な関係を維持し、継続的に情報交換・意思疎通を図っている。
	外務省	◎法務省やIOM(国際移住機関)等から外務省に協力要請があった場合、関係各課と連携し、適切に対応することとしている。
③ 帰国支援等の充実	法務省	◎入国管理局では、IOM(国際移住機関)と良好な関係を維持し、継続的に情報交換・意思疎通を図っている。
	外務省	◎(再掲)我が国は、IOM(国際移住機関)へ278,152ドル(平成23年度)を拠出し、人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っている。これにより、平成17年以降平成23年10月末までに、224人の帰国支援を実施した。
④ 被害者の帰国に際しての安全確認の実施	法務省	◎入国管理局では、人身取引の被害者に対して在留特別許可をする際には、その事情に応じて在留期間を柔軟に設定するとともに、被害者が帰国を希望する場合には、IOM(国際移住機関)と連携を図り、帰国のための支援を行っている。 ◎(再掲)入国管理局では、帰国意思を持つ被害者については、帰国支援を担うIOM(国際移住機関)が行うリスクアセスメントを踏まえ、帰国後に客観的・具体的な危険があると認められる場合には、本人に状況を説明の上、引き続き保護を実施するなど、人道的観点からそれぞれの状況に応じた措置を採ることとして
	外務省	◎帰国を希望する被害者に対しては、IOM(国際移住機関)や出身国政府と連携の上、母国におけるリスクアセスメントを実施することで安全確保に努めている。
4. 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備		
(1) 国際的取組への参画		
① 人身取引議定書の締結	外務省	○平成17年6月に人身取引議定書の締結について国会の承認を得たが、国内担保法が未整備であるため同議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約が締結できておらず、同議定書も未締結である。
② 外国の関係機関等との情報共有等	警察庁	◎警察庁では、平成14年から毎年1回、東南アジアを中心とした諸外国等の捜査機関、国内外のNGO等を招へいして、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する会議を開催し、東南アジアにおける国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図っている。平成22年中は11月25日及び26日に開催した。
	法務省	◎国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)における各種研修等を通じて、途上国における捜査協力に関する能力向上を図るとともに、各国の刑事司法実務家等の交流の強化を図った。 ○平成24年1～2月、UNAFEIにおいて、途上国の刑事司法実務家等を対象に、「人身取引—予防、訴追、被害者保護及び国際協力の推進」を主要課題とした国際高官セミナーを実施する予定である。 ◎入国管理局では、平成21年12月、第23回出入国管理セミナーを主催し、東南アジア諸国、環太平洋諸国等及び国際機関の参加を得て、人身取引の現状と防止策を取り上げるなど、東南アジア諸国等の入国管理当局及び関係機関との連携を図った。 ◎入国管理局では、警察庁主催の東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する会議に参加するなど、外国の関係機関等との情報共有等に努めている。
	外務省	◎(再掲)平成16年以降、延べ18か国に政府協議調査団を派遣し、訪問国の政府機関、国際機関及び現地NGOと被害の実態や訴追・保護の実績、内容等について意見交換を実施した。 ◎(再掲)平成18年5月、日タイ間で人身取引の防止、法執行及び被害者の保護の3分野で協力を行うため、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォースを立ち上げ、これまで3回会合を開催した。 ◎(再掲)平成16年11月から、警察庁を通じ、国際刑事警察機構(ICPO)に紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を提供している。同情報は、ICPO加盟国の出入国審査で活用されている。

<p>③ 国際的な支援</p>	<p>外務省</p>	<p>◎UNODC(国連薬物犯罪事務所)が管理する犯罪防止刑事司法基金を通じ、平成20～21年度には「パタヤにおける人身取引対策(人身取引及び性的搾取からの脆弱な子供の保護)プロジェクト」を支援するため、総額約11万ドルを拠出した。また、平成22～23年度には、「フィリピンにおける人身取引捜査事務手続基準促進のための警察支援プロジェクト」を支援するため、総額約8万ドルの拠出を承認した。 ○今後も継続して人身取引被害の予防や被害回復プロジェクトに対する拠出を検討中。 ◎平成21年度には、ODA(草の根・人間の安全保障無償資金協力)により、ミャンマー国境付近において、「ムセ人身取引被害者シェルター(シヤン州)建設計画(人身取引被害者の保護・一時避難施設建設)」支援のため、約10万ドルを拠出した。平成22年度には、OCHA(国連人道問題調整部)、WHO/PAHO(汎米保健機構)、UNICEF(国連児童基金)、WFP(国連世界食糧計画)、UNDOC(国連薬物犯罪事務所)、UNIFEM(国連女性開発基金)、UNHCR(国連高等難民弁務官事務所)及びFAO(国連食糧農業機関)が、我が国が設置を主導した国連人間の安全保障基金を通じ、コロンビアにおいて実施する「コロンビア・ソアチャにおける脆弱なグループの人間の安全保障状況改善プロジェクト(人身取引予防のための意識向上及び若者の能力強化もプロジェクト内容に含む。)に対して約239百万円を支援することを決定した。平成23年度には、IOM(国際移住機関)、UNFPA(国連人口基金)及びWHO(世界保健機関)が、国連人間の安全保障基金を通じ、インドネシアにおいて実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化プロ</p>
<p>(2) 国民等の理解と協力の確保</p>		
<p>① 総合的な啓発・広報活動</p>	<p>全関係省庁 内閣府 警察庁 法務省 外務省</p>	<p>◎平成22年11月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、政府広報を実施した。 ◎平成22年度において、女性に対する暴力をなくしていくという観点から人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを作成し、部数及び配布先を拡大し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)その他関係機関に配布した。 ◎毎年11月12日から25日までの間に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体及び民間団体等と連携し、啓発用ポスター・リーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。 ◎(再掲)警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。平成23年10月、9か国語対応のリーフレット273,700部を作成・配布した。 ◎(再掲)平成23年度において、犯罪被害者用パンフレット(日本語版・英語版)の増刷のため、検察業務庁費(9百万円)を措置した。 ◎(再掲)人権啓発冊子「人権の擁護」(平成23年度版)に、人身取引が深刻な人権侵害であること、及び平成16年度からの人身取引対策に関する政府の動きを掲載している。 ◎平成22年1月、法務省ホームページに人身取引対策の概要や外国人相談所の案内等を掲載した「人身取引をなくそう」と題したページを新規に作成した。 ◎(再掲)入国管理局では、毎年6月に行われる「不法就労外国人対策キャンペーン」において、外国人を雇用している又は雇用する予定がある事業主に対し、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを配布するとともに、関係省庁、地方自治体、経済団体等に協力を依頼したり、ホームページや報道記者発表に掲載したりするなど不法就労防止のための啓発活動を行っている。 ◎(再掲)入国管理局では、「出入国管理」(出入国管理行政の現況についての報告書)、入国管理局のパンフレット及びホームページに、人身取引防止に対する取組を掲載している。 ◎(再掲)外務省では、警察庁作成の9か国語対応のリーフレットを被害者の多く出ている国に所在する在外公館に配布している。 ◎平成23年2月及び7月、なりすまし等による旅券の不正取得を防止するため、各都道府県の旅券事務所において旅券発給審査を強化する旅券不正取得防止期間を実施し、ホームページへの掲載、ポスターの掲示等により、広報活動を実施した。</p>
<p>② 人権啓発冊子の作成及び配布</p>	<p>法務省</p>	<p>◎(再掲)人権啓発冊子「人権の擁護」(平成23年度版)に、人身取引が深刻な人権侵害であること、及び平成16年度からの人身取引対策に関する政府の動きを掲載している。 ◎「外国人の人権を尊重しよう」、「人身取引をなくそう」等を年間強調事項と定め、各法務局及び地方法務局で講演会や研修会等の各種啓発活動を実施している。</p>
<p>③ 学校教育等における取組</p>	<p>警察庁</p>	<p>◎非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発するなど、児童の売買春の被害防止等に関する啓発を図っている。</p>

	文部科学省	<p>◎文部科学省では、従来より、憲法及び教育基本法に則り、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。また、学習指導要領に基づき、自他の生命を尊重する心等を重視した教育を推進するとともに、体育科、保健体育科、道徳、特別活動等を中心に学校教育活動全体を通じて性に関する指導を実施している。</p> <p>◎国立女性教育会館では、人身取引に関する調査研究を平成17年度から実施し、平成21～22年度は「人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究」を実施した。1年目である平成21年度には、女性関連施設を対象に、人身取引や国際問題に関する事業についてアンケートを実施するとともに、活動事例等の収集及び人身取引対策行動計画2009の内容を反映した参考資料(改訂パネル・リーフレット)の作成を行った。2年目である平成22年度には、同会館が主催する研修・交流事業において人身取引に関する情報提供を行った。2年間の成果は、啓発用のパネル、リーフレット及びブックレットの形にまとめ、誰でも無料で利用できるよう、同会館のウェブサイトに掲載している。</p>
④ 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等	警察庁	◎風俗営業等の営業所に対する立入調査活動等を通じて、雇用主等への広報啓発に努めている。
	法務省	<p>◎(再掲)入国管理局では、毎年6月に行われる「不法就労外国人対策キャンペーン」において、外国人を雇用している又は雇用する予定がある事業主に対し、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを配布するとともに、関係省庁、地方自治体、経済団体等に協力を依頼したり、ホームページや報道記者発表に掲載したりするなど不法就労防止のための啓発活動を行っている。</p> <p>◎入国管理局では、事業主等が参加する研修会や説明会に職員を派遣し、外国人の不正雇用防止に関する啓発を実施している。</p>
	外務省	◎外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全 虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」の中で、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。
	厚生労働省	◎労働基準関係法令について、各種パンフレット等により周知を図っているほか、その遵守を促すため、事業主等を対象に集団指導等を実施している。
	農林水産省	◎平成23年5月、厚生労働省と連携し、労働関係法令の理解促進を図るパンフレットを作成し、農業法人協会を始めとする関係機関に配布した。
	国土交通省	◎平成21年度において、建設分野の実習における問題点を把握し、その対応策を検討する目的として、技能実習生の受入企業に対してアンケート調査を実施した。1,546社から回答があり、その調査結果から得られた資料を基に、受入企業に対してセミナーを開催し、268社が参加した。
	経済産業省	◎平成23年6月、「外国人研修指導協議会」において、労働関係法令の遵守等について関係団体に対する周知を実施した。
⑤ 性的搾取の需要側への啓発	全関係省庁	◎(再掲)平成22年11月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、政府広報を実施した。
		◎(再掲)内閣府では、平成22年度において、女性に対する暴力をなくしていくという観点から人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを作成し、部数及び配布先を拡大し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)その他関係機関に配布した。
		◎(再掲)外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全 虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」の中で、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。
		◎観光庁では、平成21年12月、「人身取引対策行動計画2009」の策定を受け、旅行業者等に対して同計画の内容の周知徹底を図った。
		◎海上保安庁では、平成21年度から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成員として参画し、各管区海上保安本部等で関係機関作成のポスターの掲示等を行っている。
(3) 人身取引対策の推進体制の強化		
① 関係行政機関職員の知識・意識の向上	警察庁	◎警察庁では、平成22年4月、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、人身取引事犯に係る警察庁指定広域技能指導官を新規に指定し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を
	法務省	◎入国管理局では、職員に対する研修について、職員全員が受ける義務研修において人権に係る研修を行うとともに、関係府省庁、IOM(国際移住機関)、ポラリス等のNGO等外部講師の協力を得て、事案に直接対応する中堅職員等を対象に人身取引対策や人権に特化した研修も行っている。
	外務省	<p>◎領事担当官研修において、人身取引防止対策に関する講義を行い、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等について教示することで知識・意識の向上を図っている。</p> <p>◎外務本省において、旅券発給事務に携わる都道府県旅券事務所職員に対し研修を実施し、旅券の不正取得及び不正取得から発生する人身取引やテロについて教示することで知識・意識の向上を図っている。また、在外公館に勤務する領事職員及び赴任前の領事職員に対し研修を実施し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について周知している。</p>

	厚生労働省	<p>◎労働基準監督官に対し、外国人労働者に係る労働条件確保対策に関連した必要な研修等を行っている。</p> <p>◎人身取引被害者の保護・支援等のテーマを盛り込んだ平成23年度婦人相談所長・婦人保護主管係長研究協議会を開催した。</p>
	海上保安庁	◎水際における密航対策等において、人身取引事犯を念頭に置いた捜査を実施するよう現場担当官への研修を実施している。
② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進	全関係省庁	<p>◎(再掲)平成22年6月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、人身取引事案の被害者認知のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」について申し合わせた。</p> <p>◎(再掲)平成23年7月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の被害者保護のための着眼点や関係行政機関において講ずべき措置等を整理した「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」について申し合わせた。</p> <p>◎平成23年10月、人身取引事案に係る関係省庁横断的な統計の充実を図るため、関係省庁の保有する人身取引被害者数について調整を行い、重複を排除した上で、被害者総数を算出した。</p> <p>◎警察庁では、平成22年6月、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を都道府県警察に示し、関係行政機関との連携の在り方についての周知徹底を図っている。</p> <p>◎(再掲)警察庁では、平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を都道府県警察に示し、人身取引事案の被害者の保護措置についての周知徹底を図っている。</p> <p>◎警察では、都道府県警察が地方の関係行政機関の連絡窓口・担当者を確認し、相互の連携強化が円滑に図られるよう、地方における連絡会議を順次、開催している。</p> <p>◎(再掲)検察では、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」及び「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」に基づき、被害者の認知や保護に関し、関係機関と連携し、適切に対応するように努めている。</p> <p>◎(再掲)入国管理局では、地方入国管理局・支局宛てに、人身取引被害者を認知した場合の措置及び実施体制等を定めた措置要領(通達)を発出しているところ、平成22年6月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を、平成23年7月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を、それぞれ利用し、被害者を適切に保護するよう指示した。</p> <p>◎外務省では、入国管理局に紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を提供している。同情報は、日本国内の海空港における日本人の出帰国確認で活用されている。</p> <p>◎(再掲)厚生労働省では、平成22年7月以降、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を労働基準監督署の職員及び公共職業安定所の職業相談部門の職員に周知するとともに、都道府県の主管部局を通じ、婦人相談所等に周知した。</p> <p>◎(再掲)厚生労働省では、平成23年7月以降、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を労働基準監督署の職員及び公共職業安定所の職業相談部門の職員に周知するとともに、都道府県の主管部局を通じ、婦人相談所等に周知した。</p> <p>◎海上保安庁では、平成21年度から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成員として参画し、関係機関との情報共有を図っているほか、必要に応じて出先機関間でも連携が図られるよう、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」及び「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を各管区海上保安本部等に周知している。</p>
③ NGO、IOM(国際移住機関)等との連携確保	全関係省庁	<p>(再掲)◎平成16年以降、延べ18か国に政府協議調査団を派遣し、訪問国の政府機関、国際機関及び現地NGOと被害の実態や訴追・保護の実績、内容等について意見交換を実施した。</p> <p>◎内閣府では、平成22年度において、関係省庁、NGO、IOM(国際移住機関)等と連携し、女性に対する暴力をなくしていくという観点から人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを作成し、関係機関に配布した。</p> <p>◎(再掲)警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県警察、NGO、IOM(国際移住機関)等との意見交換・情報交換を行っている。平成23年中は7月22日に開催した。</p> <p>◎入国管理局では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等の場及び日常業務において、IOM(国際移住機関)及びNGOと良好な関係を維持し、継続的に情報交換・意思疎通を図っている。</p> <p>◎(再掲)外務省では、政府協議調査団の派遣及び外国からの人身取引対策関係訪問団の受入れ等の機会を通じ、在京大使館、NGO及びIOM(国際移住機関)と個別に情報交換を行っている。また、被害者の帰国支援実績については、IOM(国際移住機関)から定期的に報告を受けている。</p> <p>◎厚生労働省では、人身取引被害者の保護・支援等のテーマを盛り込んだ平成23年度婦人相談所長・婦人保護主管係長研究協議会において、IOM(国際移住機関)から講師を招いた。</p> <p>◎海上保安庁では、平成21年度から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成員として参画するとともに、NGO、IOM(国際移住機関)等との官民一体となった連絡会議に参加するなど関係機関との連携を図っている。</p>

④ 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携	全関係省庁	<p>◎政府全体における外国人施策との整合性を確保し、各種外国人施策の推進・検討のための枠組みとの必要な連携・協力を図っていくこととしている。</p> <p>◎農林水産省では、農林水産業関係機関・団体に対し、入国管理局作成の不法就労外国人対策キャンペーンのリーフレットを配布している。</p> <p>◎海上保安庁では、平成21年度から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成員として参画し、外国人施策との整合性を確保しつつ、必要な連携・協力を図っている。</p>
⑤ 犯罪被害者等施策の推進・検討のための枠組みとの連携	全関係省庁	◎平成23年3月、「人身取引被害者の保護の推進」として、「関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する」旨が明記された「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定された。
⑥ 人身取引対策の効果的かつ継続的な推進と行動計画の見直し	内閣官房	◎「人身取引対策行動計画2009」のフォローアップを実施している。